



令和元年10月23日
ニッショーホール(東京)

令和元年度 食品衛生指導員全国大会

吉野山支部の東利明様(宝山荘太鼓判 花夢花夢経営)が奈良県代表として、指導員体験発表を行いました。

歴史ある世界遺産の地吉野山で、HACCPの取り組みとして講習会や巡回指導の実施、および食品衛生カレンダー制作を提案し、会員に広く配布して衛生管理記録の定着化を図っている事などを発表されました。

あんしんフード君 食品営業賠償共済

令和2年4月1日 契約開始分より

制度内容が変わります!

禁煙店?喫煙可能店?
対応できていますか!?

飲食店や事業所などの施設は、「健康増進法の一部改正」により、2020年(令和2年)4月から原則屋内禁煙になります。

喫煙可能にする場合

条件を満たせば、保健所に届け出を提出し、喫煙可能にすることができます。

【以下3点を満たしている飲食店】

1. 2020年4月1日時点で営業している。
2. 個人経営または資本金が5,000万円以下。
3. 客席面積が100㎡以下の小規模である。

※喫煙可能店ステッカーを掲示してください。

(紛らわしい標識の掲示は禁止されています)

※20歳未満の人(従業員含む)の立入は禁止です。

・従業員に対する受動喫煙防止対策を講じましょう。

禁煙にする場合は以下のような対策をしましょう。

※喫煙器具・設備(灰皿など)を設置しない。

・違反者へ中止、または退去を求めるなど注意する。

・禁煙の標識を出入口付近に掲示するよう努める。

・加熱式たばこも禁煙になります。

(加熱式たばこ専用室がある場合は、そこで飲食が可能。喫煙専用室で飲食の提供はできません。)

※喫煙の届け出なしに、喫煙させていた場合、罰則の対象となります。

※違反者に対し、改善が見られない場合は最大50万円の罰金が科せられます。

★屋外は規制の対象外です。喫煙場所をつくる場合は、受動喫煙を生じさせないように配慮しましょう。

★屋内禁煙のご質問・ご相談は、保健所健康増進課まで。TEL 0747-52-0551

既存特定飲食店提供施設に該当



補償がさらに充実します!!

- ① オリンピックに対応し、外国人旅行者が母国から損害賠償請求した場合も対象になる。
- ② 意図せず海外に持ち出され、海外で事故が生じた場合も対象になる。
- ③ 製造対応のリコール費用の1事故の限度額が1,000万円から3,000万円に引き上げになる。
- ④ リコールの在庫廃棄費用・信頼回復広告費用・コンサルティング費用を新たに追加。
- ⑤ 訴訟の対応費用と生産物自体の損害を1事故の限度額が100万円から1,000万円に引き上げになる。

お問い合わせは、吉野食品衛生協会まで。

受付窓口：主に月水金の各日13~16時

吉野食協だより

第29号 発行 令和2年1月



私たちが、食品衛生指導員です。
地域の発展のため、衛生思想の普及を
ボランティアで行っています。

活動にご協力のほど、
よろしくお願いいたします。

保健所と連携し、定期的に営業施設を巡回し必要な助言や指導を行います。

食品関連事業者は、万が一の際、急増する外国人旅行者に対する事故も、被害者救済、営業の復興、などのリスクにも備えるため、**食品の賠償共済**に入ることを強くおすすめします。

吉野食品衛生協会

〒638-0045 奈良県吉野郡下市町新住 15-3

吉野保健所 2階 衛生課内

0747-64-8370

TEL/☎

E-mail yoshino@nara-shokkyo.jp

ホームページ http://www.yoshino-umaimon.com

令和元年度 総会報告

6月5日、天川村副村長の上浦様のご臨席を賜り、黒滝森物語村にて、吉野食品衛生協会総会を開催しました。代議員(食品衛生指導員)の定数54名のうち、出席者30名、委任状提出者16名により成立し、決議承認議案は全て可決されました。

- 第1号議案 平成30年度 事業報告
- 第2号議案 平成30年度 歳入・歳出決算および監査報告

歳入の部			歳出の部		
科目	予算	決算	科目	予算	決算
繰越金	2,446,209	2,446,209	負担金	105,000	100,000
会費	1,646,500	1,696,250	会議費	280,000	272,228
助成金	51,000	51,000	事業費	3,097,000	2,732,185
事業費	885,400	941,261	繰越金	1,548,109	2,030,321
受取利息	1,000	14			
合計	5,030,109	5,134,734	合計	5,030,109	5,134,734

○第3号議案 令和元年度 事業計画

月	主な事業計画
4	龍門・中竜門巡回
5	天川、天川民宿、洞川巡回/第1回吉野食協理事会 第1回県理事会 第1回食品衛生指導員部会・食品衛生部会(4月~5月)
6	下市、丹生巡回/県総会/第2回県理事会 食品衛生指導員研修会/吉野食品衛生協会総会 第2回吉野食協理事会、
7	食中毒予防講習会/上市、吉野山夏の巡回 夏季食品一斉取締り(7/1~8/31)
8	上北山、下北山巡回/食品衛生月間キャンペーン 第2回食品衛生指導員部会・食品衛生部会(8月~9月)
9	東吉野、新子巡回/食品衛生講習会(HACCP/食品表示)
10	川上巡回/第3回県理事会/全国大会(功労者表彰) 食品衛生講習会(HACCP/食品表示)
11	大淀巡回/食品衛生責任者養成・実務講習会 食品衛生講習会(HACCP/食品表示) ノロウイルス食中毒予防強化期間(11月~1月)
12	黒滝巡回/所長表彰/年末食品一斉取締り /第3回吉野食協理事会、
1	第3回食品衛生指導員部会・食品衛生部会(2月~3月)
2	吉野山更新
3	水分、六田、中荘巡回、吉野山春の巡回 第4回県理事会

○第4号議案 令和元年度 歳入・歳出予算

歳入の部		歳出の部	
科目	科目	科目	科目
繰越金	2,030,321	負担金	100,000
会費	1,645,000	会議費	280,000
助成金	51,000	事業費	3,098,000
事業収益	959,500	その他支出	0
受取子息	1,000	繰越金	1,208,821
合計	4,686,821	合計	4,686,821



平成31年度 食品衛生被表彰者

厚生労働大臣表彰の部

食品衛生功労者

磯田 明隆(下市町)

厚生労働省医薬・生活衛生局長表彰の部

食品衛生功労者 (H30年度)

今西 宗照(吉野町)

(公社)日本食品衛生協会々長表彰の部

食品衛生優良施設

葛屋中井春風堂(吉野町)

食品衛生功労者

大谷 好博(吉野町)

(公社)日本食品衛生協会理事長表彰の部

食品衛生功労者

西脇 貫治(吉野町)

奈良県知事表彰の部

食品衛生功労者

辻本 雅則(東吉野村)

吉野保健所長表彰の部

食品衛生優良施設

花見亭(吉野山)

ヤマザキYショップ道の駅

吉野路黒滝(黒滝村)



本年度の食品衛生講習会(HACCP 衛生管理・食品表示および栄養成分表示について)を開催いたしました。

7/9(火)吉野山ふるさとセンターにて 28名

7/24(水)大淀町文化会館にて 62名

10/9(水)天川村役場にて 54名

11/12(火)上北山村商工会にて 23名

食品関係のみなさまにご出席いただきました。

加工食品及び添加物の 食品表示ラベルは 令和2年4月までに新 ルールに切り替えが必要!

- アレルギー表示
- 表示レイアウトの改善
- 原料原産地表示(令和4年4月までに)
プラス

あらかじめ、包装容器に 入れた加工食品に**栄養成分 表示**が義務付けに!

○栄養成分表示が省略できる場合

- 消費税免税事業者が**販売**する場合
- 常時雇用人数20人以下の事業者
(サービス業は5人以下)
- 食品を製造、加工した場所での販売
など いずれかに該当

栄養成分表示 (100g当たり)	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

新ラベル	
名称	佃煮
原材料名	ふき(国産)、醤油(大豆・小麦を含む)、砂糖、調味料(アミノ酸等)
内容量	60g
賞味期限	平成31年12月31日
保存方法	直射日光を避けて常温保存
製造者	○商店 代表者 ○△ 本部 奈良県吉野郡吉野町上市○番地

詳しい内容については
消費者庁ウェブサイトからも確認下さい。
(参考)早わかり食品表示ガイド など

お問い合わせ先
消費者庁 03-3507-8800
吉野保健所衛生課 0747-64-8131

新ラベルの確認が必要な場合は、原材料の資料も一緒にお持ちください。

特別会員(順不同)

特別会員名	代表者	住所
株式会社 中谷本舗	代表取締役社長 中谷 昌紀	奈良市押熊町
株式会社 オーカワ	代表取締役社長 大川 博史	吉野郡下市町俵
吉野拾遺老舗 松屋本店	尾上 恭平	吉野郡吉野町飯貝
株式会社 吉田屋	代表取締役 吉田 好英	吉野郡下市町阿知賀
株式会社 ライフコーポレーション	代表取締役会長 清水 信次	吉野郡大淀町土田
吉野ストア 株式会社	代表取締役 安川 光平	吉野郡大淀町下淵
灘商事 株式会社	代表取締役 西灘 久泰	吉野郡吉野町檜井
有限会社 フード三愛	代表取締役 出口 清一 専務取締役 茂倉 洋将	吉野郡大淀町北六田
一般財団法人 グリーンパーク	理事長 栗山 忠昭	吉野郡川上村迫
かわかみ ホテル杉の湯	支配人 柳本 泰男	
梅谷味噌醤油 株式会社	代表取締役社長 金銅 淑子	吉野郡吉野町宮滝

HACCP(ハサップ)の制度化施行まで あと半年。経過措置は1年。

令和3年6月まで

- 日々の衛生管理の実施記録を習慣化しましょう。
- 記録簿や HACCP 用カレンダーなど活用ください。

新年明けましておめでとうございます。
吉野食品衛生協会の会員の皆様方におかれましては、清々しい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、貴協会におかれましては、大川会長をはじめ役員並びに会員の皆様方が、自主管理による食品衛生協会の向上にご尽力下さっておりますことに対しまして、改めて深く敬意を表する次第でございます。

さて、本年、令和2年、2020年は、東京オリンピック・パラリンピック開催の年となっております。その様な気運の中、県民の皆様方、国内の消費者の皆様方はもとより、広く海外からお越しの皆様方も含めまして、食の安全・安心への関心が、益々高まっております。

その様な状況に対応すべく、平成30年6月に食品衛生法が改正され、HACCPに基づく衛生管理の導入が本格化され、令和3年6月には完全実施されることとなっております。また、そのことと併せまして、「食品衛生の基本は手洗い」「施設の清潔は自主管理から」という、いわば食品衛生管理の根幹をなすとも言える対策を、引き続き、日々着実に実行して頂くことが、極めて大変重要ではないかと拝察いたします。

当保健所と致しましても、吉野食品衛生協会の皆様方と共に、吉野地域の食の安全・安心に努めて参りたい所存でございますので、本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

最後、会員の皆様方のご健康とご繁栄をご祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



吉野保健所長
柳生 善彦